

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和 7 年（2025 年）6 月 10 日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 業務名

下関市立豊田町学校給食共同調理場給食等運搬業務

2 業務場所

下関市立豊田町学校給食共同調理場（下関市豊田町大字矢田 320 番地 1）
から
西市小学校（下関市豊田町大字矢田 132 番地） 及び
豊田下小学校（下関市豊田町大字手洗 303 番地） までの区間

3 業務内容

下関市立豊田町学校給食共同調理場給食等運搬業務仕様書のとおり

4 契約期間 契約締結日から令和 10 年（2028 年）7 月 31 日まで

5 履行期間

令和 7 年（2025 年）8 月 1 日から令和 10 年（2028 年）7 月 31 日まで

但し、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約の変更又は解除がありうること。また、それに伴う損害を受けた場合であっても、下関市は損害賠償の責めを負わないこと。

6 入札条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 過去 3 年間及び公告日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(3) 公告日現在において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に、別表に定める参加資格区分、大分類「役務」、業種「その他」、営業品目「給食業務」として登録されていること。

(4) 下関市内に事業所（本社、営業所又は出張所）を有すること。

(5) 次の要件を満たすこと。

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）の適用を受ける義務教育諸学校（学校給食法第 3 条第 2 項）で実施される学校給食に係る給食運搬業務を過去 3 年以内に 2 年以上継続して受託した実績があること。

(6) 契約締結時まで下関市立豊田町学校給食共同調理場給食等運搬業務仕様書に示す業務従事者及び専用車両を確保できること。

(7) この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約の変更又は解除がありうること。また、それに伴う損害を受けた場合であっても、下関市は損害賠償の責めを負わないこと。

7 申請方法

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（別添 1）及び同申請書に示す書類を添付し、下関市立豊田町学校給食共同調理場に郵送又は持参し提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと。

申請書等は、下関市立豊田町学校給食共同調理場の窓口で入手するか、下関市ホームページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>) からダウンロードして使用すること。

8 申請書提出期限等

(1) 提出期限 令和 7 年 6 月 23 日（月）16 時まで

なお、申請書及び添付書類が不備の場合又は受付期限を経過した場合は受理しない。

(2) 提出先 〒750-0424

下関市豊田町大字矢田 320 番 1

下関市立豊田町学校給食共同調理場

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」（別添3）により令和7年（2025年）6月26日（木）までに通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格がある者とする。

10 質問の方法

(1) 本業務に関する質問は、「質問書」（別添4）を下関市立豊田町学校給食共同調理場にファクシミリ（FAX：083-766-0076）又は電子メール（E-mail：kitoyota@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）により提出こと。

(2) 質問の提出期限は、令和7年6月20日（金）正午までとする。

(3) 質問の回答は、後日、速やかに質問者のみにファクシミリ又は電子メールにより行う。

11 入札方法

「入札書」（別添5）を下記12(2)の入札場所に持参すること。郵便による入札は認めない。

「入札書」には、令和7年（2025年）8月1日から令和10年（2028年）7月31日までの3年分（36ヶ月分の委託料を算定し、その金額を明記すること。落札決定にあたっては、「入札書」に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を「入札書」に記載すること。

なお、参考として、その1ヶ月分の委託料額（消費税及び地方消費税を含まない。）をあわせて明記すること。

12 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年（2025年）7月1日（火）14時30分

(2) 入札場所 下関市豊田生涯学習センター内 第1研修室
下関市豊田町大字矢田149番地1

13 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、納付方法等を入札参加資格確認通知書と併せて通知する。

14 契約保証金

下関市契約規則による。納付が必要である落札者については、別途通知する。

15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市立豊田町学校給食共同調理場に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 代理人をして入札させるときは、委任状（別添5）を代理人に持参させ、提出しなければならない。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は、無効とする。
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取消し、契約を締結しない。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (9) 委託業務開始に当たり、業務の引継ぎに係る費用は引継ぐ者の負担とする。
- (10) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ・ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - ・ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - ・ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - ・ 金額を訂正した入札書によるもの。
 - ・ 委任状を持参しない代理人のしたもの。
 - ・ 入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
- (11) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。